

後期高齢者医療制度

保険給付について知ろう

平成30年7月16日発行

保険医療助成課

☎ 229-3285 FAX 229-5001

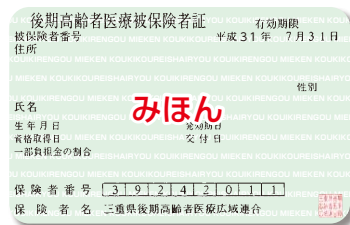
三重県後期高齢者医療広域連合

☎ 221-6883 FAX 221-6881

8月1日から保険証が若草色に

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人を含む)を対象としています。

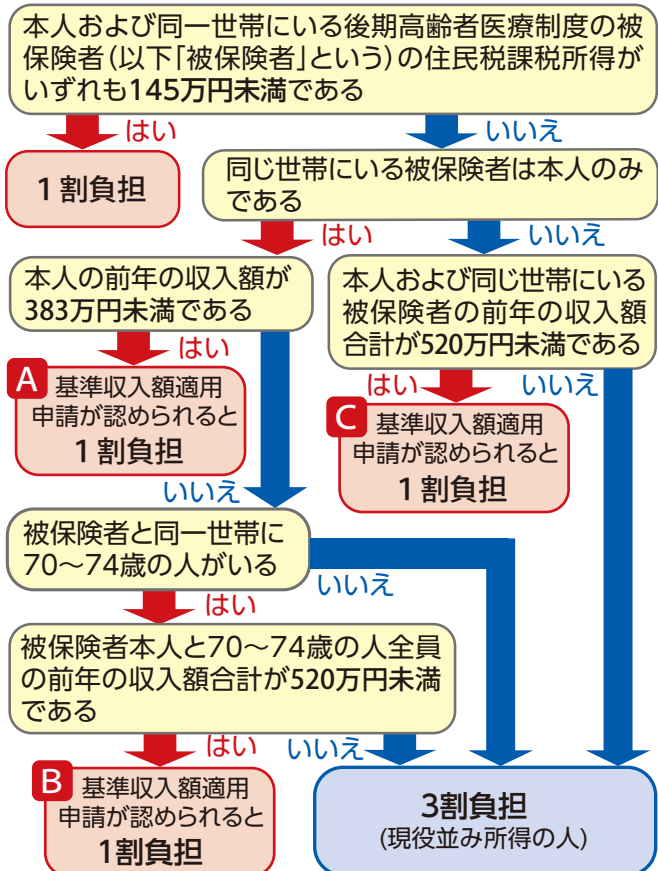
後期高齢者医療制度の保険証は、毎年8月1日に更新します。新しい保険証(若草色)は、7月中旬に三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で送ります。現在お持ちの保険証(ピンク色)の有効期限は7月31日です。8月以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。



自己負担割合と保険給付

自己負担割合は1割または3割

医療機関の窓口では、かかった医療費の1割または3割を支払います。8月1日からの自己負担割合は、平成29年中の所得金額などを基にして判定されます。



なお、上記のA、B、Cに該当すると思われる人には、5月末に基準収入額適用申請書を送付しています。申請を受け付けた翌月から適用されるので、まだ申請していない人は、早めに提出してください。

保険給付

療養費
次のようなとき、申請し必要と認められた場合は、費用の一部が支給されます。

- 急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示により、コルセットなどの補装具を作ったとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき

その他の給付

第三者行為
交通事故など、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負担すべきもので保険診療の対象となりませんが、届け出により後期高齢者医療保険で治療を受けることができます。

葬祭費
被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。

特定疾病(人工透析など)
申請により「特定疾病療養受療証」が交付され、毎月の自己負担額は1万円までとなります。

